

どうだん

発行
島田市農業委員会
編集
島田市農業委員会事務局
島田市中央町1番の1
Tel 0547-36-7209
URL: <http://www.city.shimada.shizuoka.jp>
E-mail: nougyoui@city.shimada.shizuoka.jp

島田市農業委員会だより第8号

平成24年12月5日発行

- ・市内農家 守谷能精さん紹介 (表紙)
- ・しまだ環境ひろば 市民農園開設 (2)
- ・次世代の農業者 原健太郎さん紹介 (3)
- ・農業委員会活動、農地の相続の届出 (3)
- ・農業者年金に加入しませんか (4)
- ・納税猶予の制度について (4)



川根町家山地区 守谷 能精さん

川根町家山（市尾）の守谷能精（もりやよしあき）さんは、ご家族で農業経営を行っていて、主に茶・こんにゃく芋・椎茸を栽培しています。

今までは茶栽培を主に経営してきましたが、昨今の茶況の低迷もあり複合作物の経営を目指し、市の耕作放棄地再生利用緊急対策事業を活用して標高約500mに位置する地元の耕作放棄地を約20アール借り受け、荒れた茶畑を再生してこんにゃく芋の栽培（※写真がこんにゃく芋畑として蘇った畑）を始め今年で3年目を向かえました。こんにゃく芋の栽培に当たっては、産地である群馬県に視察や種芋の買い付けに行っているようですが、前年の不作により種芋の数が少なく入手に苦労したそうです。収穫したこんにゃく芋は、地区の農家3人と共同で平成22年に設立した合同会社グリーンファームを通して出荷したり、週に一度コンニャクを作り【村の市】に出荷したりしています。

今後も、こんにゃく芋の栽培面積を広げたり渋柿など他の作物の栽培をしたりして、一年を通して作物を栽培できるような農業経営を目指しているそうです。

農業者年金に加入しませんか!!

自らが納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金の原資として積み立てていき年金額が決まる積立方式(確定拠出型)の年金です。

上記の加入要件を満たしている方なら、農地を持っていない農業者、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。脱退も自由です。

また、認定農業者で青色申告をしている方、またその方と家族経営協定を結んで経営に参画している配偶者又は後継者など、農業の担い手となる方には、国から保険料補助もあります。

加入要件

- 60歳未満の方
- 年間60日以上農業に従事
- 国民年金第1号被保険者

補助制度

- 35歳未満の方は保険料2万円の内1万円補助
- 35歳以上の方は保険料2万円の内6千円補助
- ※ 20年以上保険料を納めることができ、上記要件以外に補助の要件を満たしているもの。

Point!

・80歳までの保証が付いた終身年金(80歳までに受け取れるはずであった年金の現在価値に相当する額が死亡一時金として遺族に支給)です。

・全額社会保険料の控除の対象(民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円です。)となります。

詳しくは、農業委員会事務局又は地区農業委員までお問い合わせください。TEL 36-7209



島田税務署からのお知らせ!

相続税の納税猶予を受けている方へ



相続税の納税猶予を受けている方には、「納税猶予ノート」をお配りしています。この「納税猶予ノート」は、毎年、納税猶予の対象となっている農地の利用状況等を記載していただき、納税猶予の特例を受けていることを確認していただくためのものです。

近年、納税猶予の適用を受けていることを忘れて転用したり、賃貸したりする事例が発生しています。このような場合には、相続税本税のほか猶予されていた期間の利子税も納めていただくことになります。

納税猶予制度は、農業経営を継続することが要件となっていますので、「納税猶予ノート」の「作付け等の記録」(黄色の用紙)に納税猶予の対象となっている農地(1筆ごと又は1枚ごと)の作付け等の状況を、毎年忘れずに記載してください。

相続税の納税猶予制度についてご不明な点などがございましたら島田税務署(資産課税部門)までお尋ねください。

TEL 37-3121 (自動音声案内で2をダイヤルしてください)

編集後記

初冬の候、今年もいろいろありましたが、あつという間に師走になりました。

第四期農業委員の新体制となり、1年が経過しました。

これからも編集活動がんばっていきたく思います。

今後もよりよい紙面づくりに努力して参りますので、よろしくお願いたします。

農政企画部会一同

全国農業新聞を購読しませんか?

経営とくらしに役立つ農業総合専門紙

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系組織が発行する農業総合専門紙です。



- 発行日: 毎週金曜日
- 購読料: 月600円(送料込)
- 申込み: 農業委員会事務局
TEL 36-7209

